

2014年2月1日 改訂

JRT 登録規約

本規約は、認定 NPO 法人日本レスキュー協会（以下「本協会」という。） 日本レスキュー協会トレーナー認定（JRT）制度に基づき JRT 資格を取得した後に、日本レスキュー協会認定トレーナーとして活動するための規約を定めるものである。

第1条 規約の遵守

認定 NPO 法人日本レスキュー協会（以下「本協会」という。） 日本レスキュー協会トレーナー認定（JRT）制度（以下 JRT 制度という）とは、本協会が、トレーナーとしての技術が一定レベルに達している者への資格授与の制度をいい、希望者が JRT 資格取得後、日本レスキュー協会認定トレーナーとして、本規約に従い活動することを約する。尚、本規約の内容については、本協会による 30 日前の事前通知により変更することができるものとする。

第2条 日本レスキュー協会認定トレーナーの要件

日本レスキュー協会認定トレーナーとしての資格を取得するには以下の要件を満たさなければならない。

1. 日本レスキュー協会認定トレーナーとして活動するには、別途実施される各種 JRT 資格要件を満たしていることを条件とする。
2. JRT の名称、および日本レスキュー協会ロゴマークに関しては日本国内に限って使用できる一身専属的な権利であり、第三者に譲渡、貸与又は再許諾することのできない権利であることを認識するものであり、日本レスキュー協会認定トレーナーは JRT の名称、日本レスキュー協会ロゴマークを使用するにあたり、本規約に定める条件を遵守するものとする。

第3条 日本レスキュー協会認定トレーナーの義務

日本レスキュー協会認定トレーナーは、以下の定める義務を負うものとする。

1. 第三者から日本レスキュー協会認定トレーナーとわかるよう活動する場合は認定カードを携帯する。
2. JRT の名称、日本レスキュー協会ロゴマーク、認定カードや認定書の不正使用などを発見した場合、直ちに本協会に報告を行う。

3. 本協会から市場動向などの報告を要請された場合、自らの業務の支障にならない範囲で報告をおこなう。
4. 動物福祉の促進に従事する。

第4条 JRT 認定資格証明

本協会は JRT 資格制度の定めにより登録したものに対し、本協会 JRT 資格者として取得級に応じた「認定カード」および日本レスキュー協会認定トレーナー「認定証」を交付する。また、更新登録者に関しても、取得級に応じた「認定カード」「認定証」を交付する。

第5条 日本レスキュー協会トレーナー認定 (JRT) の名称、日本レスキュー協会ロゴマークの使用

1. JRT の名称・日本レスキュー協会ロゴマーク・認定カードは、日本レスキュー協会の活動あるいは日本レスキュー協会によりこれらの使用を事前に許可された活動に限り使用できる。但しその使用については、JRT の資格を付与された種類に限定してのみ使用できる。また、日本レスキュー協会は、一旦与えた JRT の名称・日本レスキュー協会ロゴマーク・認定カードの使用許可について、事前の通告無しにいつでもこれを取り消すことができる。
2. 自らの身分を明らかにし、日本レスキュー協会のスタッフあるいは代理人と誤認させるような使用をしないこと。
3. 協会が提供する認定カード使用については別途本協会から与えられる指示に従うこと。
4. 日本レスキュー協会ロゴマークに関しては、本協会の指示に従って適切に使用するものとし、無断で使用、複製されてはならない。
5. JRT の名称、日本レスキュー協会ロゴマーク等に関し、商品役務に拘らず、日本国その他の国において、商標登録、出願、サービスマーク登録出願その他これに類する権利登録の出願、主張は一切しないものとする。

第6条 JRT の登録料および年会費

登録にあたっては、別に定める登録料および JRA メンバーズ年会費を納めるものとする。

第7条 有効期間

本規約に基づく JRT の資格に関する有効期間は1年間と定め、1年ごとに更新する。

第8条 JRT 資格喪失事由

本協会は、JRT につき次に掲げる事由のうちいずれか一つに該当する事由が発生した場合、直ちに資格を喪失させることができるものとする。

1. 第2条に定める資格要件を喪失したとき。
2. JRT の品位と名誉を著しく毀損し、本協会あるいは他の日本レスキュー協会認定トレーナーに迷惑をかけた場合。
3. 本規約に違反した場合。有効期限内に更新を行わない場合、もしくは、更新を行う資格を有しない場合には、JRT 資格を失う。
4. 前項の規定に拘らず、本協会は30日前の事前の書面による通知をもって本規約を解除することができる。

第9条 JRT 資格喪失に伴う効果

前8条により、日本レスキュー協会認定トレーナーが JRT の資格を喪失した場合、当該日本レスキュー協会認定トレーナーはこれ以降、日本レスキュー協会認定トレーナーとしての活動を一切することを禁止され、また当該日本レスキュー協会認定トレーナーは、本協会より提供を受けた認定証と認定カードを直ちに返却し、若しくは本協会の指示に従って破棄するものとする。

また当該日本レスキュー協会認定トレーナーは、いかなる場合も JRT の資格喪失後、日本レスキュー協会の名前を使用して活動してはならない。

第10条 補償責任

日本レスキュー協会認定トレーナーは本規約に基づく日本レスキュー協会認定トレーナーの活動について本協会を保護し、本規約の履行に関する本協会の責に基づかない事由を原因とする本協会に対するあらゆる種類の請求、損害等（弁護士費用を含む）を補償し、本協会に損害を与えないことを約束する。

第11条 名称使用の提出

日本レスキュー協会認定トレーナーは本協会から要求があった場合、名称等の使用状況確認のために、日本レスキュー協会認定トレーナーが使用している名称の資料等を提出しなければならない。

第12条 準拠法

1. 本規約は日本国法により解釈されるものとする。
2. 本規約を原因とする一切の訴訟は、本協会の本部の所在する地域を管轄している神戸地裁伊丹支部、伊丹簡易裁判所を、第一審専属管轄裁判所として解決するものとする。

第13条 特例

特例として理事長権限により以上の規定にかかわらず特別認定資格を許可することが来る。

第14条

この規約に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 この規約は、平成26年3月 1日から施行する。